

指定居宅サービス介護給付費単位数の算定構造

1 訪問介護費

基本部分		注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注
イ 身体介護	(1) 20分未満 (163単位)	- 1 / 100	- 1 / 100	所要時間が20分から起算して25分を補うことに+55単位(115単位を限度)	× 200 / 100	夜間又は早朝の場合 + 25 / 100	深夜の場合 + 50 / 100	特定事業所加算 () + 20 / 100	特定事業所加算 () + 10 / 100	特定事業所加算 () + 3 / 100	共生型訪問介護を行う場合	事業所同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合
	(2) 20分以上30分未満 (244単位)											
	(3) 30分以上1時間未満 (387単位)											
	(4) 1時間以上 (567単位に30分を補うことに+82単位)											
ロ 生活援助	(1) 20分以上45分未満 (179単位)											
	(2) 45分以上 (220単位)											
ハ 通院等乗降介助	(1回につき 97単位)											

ニ 初回加算	(1回につき + 200単位)
ホ 生活機能向上連携加算	(1) 生活機能向上連携加算 () (1回につき + 100単位) (2) 生活機能向上連携加算 () (1回につき + 200単位)
ヘ 口腔連携強化加算	(1回につき + 50単位(1月に1回を限度))
ト 認知症専門ケア加算	(1) 認知症専門ケア加算 () (1日につき + 3単位) (2) 認知症専門ケア加算 () (1日につき + 4単位)

注	注
1. 介護職員等処遇改善加算(一) (1月につき + 所定単位数 × 2.15 / 100.0)	注 所定単位数は、イからトまでの算定した単位数の合計
2. 介護職員等処遇改善加算(二) (1月につき + 所定単位数 × 2.14 / 100.0)	
3. 介護職員等処遇改善加算(三) (1月につき + 所定単位数 × 1.92 / 100.0)	
4. 介護職員等処遇改善加算(四) (1月につき + 所定単位数 × 1.95 / 100.0)	
5. 介護職員等処遇改善加算(五) (1月につき + 所定単位数 × 2.17 / 100.0)	
6. 介護職員等処遇改善加算(六) (1月につき + 所定単位数 × 2.08 / 100.0)	
7. 介護職員等処遇改善加算(七) (1月につき + 所定単位数 × 2.09 / 100.0)	
8. 介護職員等処遇改善加算(八) (1月につき + 所定単位数 × 1.87 / 100.0)	
9. 介護職員等処遇改善加算(九) (1月につき + 所定単位数 × 1.86 / 100.0)	
10. 介護職員等処遇改善加算(十) (1月につき + 所定単位数 × 1.63 / 100.0)	
11. 介護職員等処遇改善加算(十一) (1月につき + 所定単位数 × 1.58 / 100.0)	
12. 介護職員等処遇改善加算(十二) (1月につき + 所定単位数 × 1.51 / 100.0)	
13. 介護職員等処遇改善加算(十三) (1月につき + 所定単位数 × 1.18 / 100.0)	
14. 介護職員等処遇改善加算(十四) (1月につき + 所定単位数 × 1.14 / 100.0)	

「特別地域訪問介護加算」、「中山間地域等における小規模事業所加算」、「中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算」及び「介護職員等処遇改善加算」は支給限度額管理の対象外の算定項目

事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合、を適用する場合は、支給限度基準額の算定の際、当該減算前の単位数を算入

緊急時訪問介護加算の算定時に限り、身体介護の(1)20分未満に引き続き、生活援助を行うことも可能。
業務継続計画未認定減算については令和7年4月1日から適用する。

介護職員等処遇改善加算(一)については、令和7年3月31日まで算定可能。